

## 富津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、富津市長から、平成29年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成30年9月28日

富津市監査委員 磯貝昭一  
富津市監査委員 福原敏夫

【措置事項】

○ 平成29年度第2回定期監査（保育所監査）

監査結果	措置状況	対象部局
苦情台帳の整備について  児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3第1項に規定される苦情を受け付けるための窓口については、各保育所において、保育所長が対応しているところであるが、同項に規定される必要な措置には、少なくとも台帳の整備が必要であると考えられることから、これを整備されたい。	定期監査実施後、直ちに苦情処理簿の備付を全7保育所に指示し、保育係職員により備付を確認した。	健康福祉部  子育て支援課 (中央保育所)
薬品等の管理方法について  薬品等について、倉庫等、施錠されない場所で保管されていた。園児の安全確保の観点から、施錠による保管とされるよう改善されたい。また、保管容器についても十分留意するよう努められたい。	定期監査実施後、直ちに薬品等の保管場所である倉庫等を施錠できるよう改善を全7保育所に指示し、改善作業完了後、保育係職員により保管状況を確認した。	健康福祉部  子育て支援課 (中央保育所)